

○障害福祉サービス報酬に係る算定基準（概要）

I 生活介護事業

1 生活介護サービス費

(単位/日)

利用定員	障害者支援区分				
	6	5	4	3	2以下
20人以下	1,288	964	669	599	546
21人以上 40人以下	1,147	853	585	524	476
41人以上 60人以下	1,108	820	562	496	453
61人以上 80人以下	1,052	785	543	487	439
81人以上	1,039	774	541	484	434

※地方公共団体が設置する事業所は、所定単位数の96.5%に相当する単位数を算定

2 定員超過利用減算

以下の①②のいずれかに該当する場合、所定単位数の70%を算定

- ①過去3か月間の利用者の平均値が、利用定員の数に125%を乗じた数を超える場合（利用定員が11人以下の場合は、利用定員の数に3を加えた数を超える場合）
- ②1日の利用者の数が、利用定員の数に150%を乗じた数を超える場合（利用定員が51人以上の場合は、利用定員の数に125%を乗じて25を加えた数を超える場合）

3 サービス提供職員欠如減算

指定基準に定める人員基準を満たしていない場合、1割を超えて欠如した場合にはその翌月から、1割の範囲内で欠如した場合にはその翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月までの間

- ・減算適用1月目から2月目……所定単位数の70%を算定
- ・減算適用3月目以降……所定単位数の50%を算定

4 サービス管理責任者欠如減算

指定基準に定める人員基準を満たしていない場合、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月までの間

- ・減算適用1月目から4月目……所定単位数の70%を算定
- ・減算適用5月目以降……所定単位数の50%を算定

5 個別支援計画未作成減算

生活介護計画が作成されずにサービス提供が行われていた場合、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間

○障害福祉サービス報酬に係る算定基準（概要）

- ・減算適用 1 月目から 2 月目……所定単位数の 70%を算定
- ・減算適用 3 月目以降……………所定単位数の 50%を算定

6 短時間利用減算

利用時間が 5 時間未満の利用者が全体の 5 割以上である場合、所定単位数の 70%を算定

7 開所時間減算

運営規程に定められている営業時間（送迎のみを行う場合は含まない。）が 6 時間未満の場合

- ・営業時間 4 時間未満……………所定単位数の 50%を算定
- ・営業時間 4 時間以上 6 時間未満……所定単位数の 70%を算定

8 大規模事業所の基本報酬

定員 81 人以上の大規模事業所（複数単位で運営されており、かつ、生活支援員等の勤務体制が当該単位ごとに明確に区分されている場合は、当該単位ごとの定員が 81 人以上のものに限る。）については、所定単位数の 99.1%を算定

9 医師未配置減算

看護師等により利用者の健康状態の把握や健康相談等が実施され、必要に応じ医療機関への通院等により対応することを前提として医師を配置しない場合、12 単位/日を減算

10 身体拘束廃止未実施減算

身体拘束等の適正化を図る措置（①身体拘束等の記録、②委員会の定期開催、③指針の整備、④研修の実施）を講じていない場合（②～④に係る減算は令和 5 年 4 月から適用）、5 単位/日を減算

11 人員配置体制加算

手厚い人員配置体制をとっている事業所によるサービスについて加算

（単位/日）

区分	利用定員			直接処遇職員配置
	20 人以下	21 人以上 60 人以下	61 人以上	
加算（Ⅰ）	265	212	197	1.7 : 1 以上
加算（Ⅱ）	181	136	125	2 : 1 以上
加算（Ⅲ）	51	38	33	2.5 : 1 以上

※地方公共団体が設置する事業所は、所定単位数の 96.5%に相当する単位数を算定

R5.12 現在、現指定管理者は人員配置体制加算（Ⅰ）がとれている

12 福祉専門職員配置等加算

良質な人材の確保とサービスの質の向上を図る観点から、条件に応じて加算

- ・福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）（①に適合）……15 単位／日
- ・福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）（②に適合）……10 単位／日
- ・福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）（③に適合）……6 単位／日

①常勤の生活支援員等のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理士の資格保有者が 35%以上雇用されている場合

②常勤の生活支援員等のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理士の資格保有者が 25%以上雇用されている場合

③生活支援員等のうち、常勤職員が 75%以上または勤続 3 年以上の常勤職員が 30%以上の場合

R5.12 現在、現指定管理者は福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）がとれている

13 常勤看護職員等配置加算

看護職員が常勤換算で 1 人以上配置されている場合

（単位／日）

区分	利用定員					看護職員の配置等
	20 人以下	21 人以上 40 人以下	41 人以上 60 人以下	61 人以上 80 人以下	81 人以上	
加算（Ⅰ）	28	19	11	8	6	常勤換算で 1 人以上を配置
加算（Ⅱ）	56	38	22	16	12	常勤換算で 2 人以上配置し、医療的ケアを必要とする利用者を受け入れた場合
加算（Ⅲ）	84	57	33	24	18	常勤換算で 3 人以上配置し、医療的ケアを必要とする利用者を受け入れた場合

R5.12 現在、現指定管理者は常勤看護職員等加算（Ⅰ）がとれている

14 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算

視覚・聴覚・言語機能に重度の障害がある利用者が当該事業所の利用者数の 30%以上を占め、意思疎通に関する専門性を有する職員を常勤換算で、利用者数を 50 で除して得た数以上配置している場合、41 単位／日を加算

15 初期加算

利用を開始した日から起算して 30 日以内の期間について、30 単位／日を加算

○障害福祉サービス報酬に係る算定基準（概要）

R5.12 現在、現指定管理者は随時、初期加算がとれている

16 訪問支援特別加算

継続して利用する利用者が連続して5日間利用がなかった場合に、当該利用者の居宅を訪問して相談支援等を行った場合に、月2回を限度として加算

- ・所要時間1時間未満の場合………187単位
- ・所要時間1時間以上の場合………280単位

17 欠席時対応加算

利用者が利用を予定していた日に、急病等により利用を中止した場合に、利用者等との連絡調整や利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、月4回を限度として、94単位/日を加算

R5.12 現在、現指定管理者は随時、欠席時対応加算がとれている

18 重度障害者支援加算

重度障害者等を支援するために必要な手厚い人員を配置した場合に加算

区分	加算単位数	要件
加算（Ⅰ）	50単位/日	人員配置体制加算（Ⅰ）及び常勤看護職員等配置加算（Ⅲ）を算定している事業所で、2人以上の重症心身障害者に対して支援を行った場合
加算（Ⅱ）	7単位/日	強度行動障害支援者養成研修を修了した職員を1人以上配置している場合
	180単位/日 ※当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間はさらに500単位を加算	強度行動障害を有する利用者に対して支援を行った場合

R5.12 現在、現指定管理者は重度障害者支援加算（Ⅱ）がとれている

19 リハビリテーション加算

医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が共同してリハビリテーション実施計画を作成し、支援を行った場合に加算

区分	加算単位数	対象利用者
加算（Ⅰ）	48単位/日	頸髄損傷による四肢の麻痺等の状態
加算（Ⅱ）	20単位/日	上記以外の利用者

20 利用者負担上限額管理加算

利用者負担額合計の管理を行った場合に、150単位/月を加算

21 食事提供体制加算

低所得者等の利用者に食事の提供（市販の弁当や出前を除く）を行った場合に、30 単位／日を加算

R5.12 現在、現指定管理者は食事提供体制加算がとれている

22 延長支援加算

事業所の営業時間（8時間以上）の前後の時間に、利用者の支援を行った場合に加算

- ・延長時間 1 時間未満の場合……61 単位
- ・延長時間 1 時間以上の場合……92 単位

R5.12 現在、現指定管理者は随時、延長時間に応じた延長支援加算がとれている

22 送迎加算

利用者の居宅等と事業所との間の送迎を行った場合に加算

区分	加算単位数	要件
加算（Ⅰ）	21 単位／回	次の①と②のいずれも満たす場合 ① 1 回の送迎につき、平均 10 人以上（利用定員が 20 人未満の事業所は 1 回の送迎につき、平均的に定員の 100 分の 50 以上）の利用者を送迎 ② 週 3 回以上送迎を実施
加算（Ⅱ）	10 単位／回	次の①と②のいずれかを満たす場合 ① 1 回の送迎につき、平均 10 人以上（利用定員が 20 人未満の事業所は 1 回の送迎につき、平均的に定員の 100 分の 50 以上）の利用者を送迎 ② 週 3 回以上送迎を実施
※区分 5 または区分 6 に該当する利用者等が利用者合計数の 60% 以上の場合は、さらに 28 単位／回を加算		
※同一の敷地内や隣接する施設内への送迎を行った場合は 70% の単位数で算定		

R5.12 現在、現指定管理者において、送迎加算はとれていない

23 障害福祉サービスの体験利用支援加算

利用者が指定地域移行支援サービスの体験的な支援を行い、利用者の状況や支援の内容等を記録した場合に加算

区分	加算単位数	要件
加算（Ⅰ）	500 単位／日	体験的な利用支援を開始した日から起算して 5 日以内
加算（Ⅱ）	250 単位／日	体験的な利用支援を開始した日から起算して 6 日以上 15 日以内
※地域生活支援拠点等は、さらに 50 単位／日を加算		

24 就労移行支援体制加算

利用者が就労した後に、6 か月以上継続して就労した利用者が前年度に 1 人以上いる場

○障害福祉サービス報酬に係る算定基準（概要）

合に、就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算

利用定員	加算単位数
20人以下	42単位／日
21人以上40人以下	18単位／日
41人以上60人以下	10単位／日
61人以上80人以下	7単位／日
81人以上	6単位／日

25 福祉・介護職員処遇改善加算

厚生労働大臣が定める基準（平18年厚労告543・第18号）に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施した場合に、上記1から24により算定した単位数に加算（令和6年3月31日まで）

区分	加算単位数
加算（Ⅰ）	4.4%（指定障害者支援施設は6.1%）
加算（Ⅱ）	3.2%（指定障害者支援施設は4.4%）
加算（Ⅲ）	1.8%（指定障害者支援施設は2.5%）

※各区分の具体的な基準については、多数の要件が列挙されているため省略

R5.12 現在、現指定管理者において、福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）がとれている

26 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

厚生労働大臣が定める基準（平18年厚労告543・第19号）に適合している福祉・介護職員を中心とした従事者の賃金の改善等を実施した場合に、上記1から24により算定した単位数に加算

区分	加算単位数
加算（Ⅰ）	1.4%（指定障害者支援施設は1.7%）
加算（Ⅱ）	1.3%（指定障害者支援施設は1.7%）

※各区分の具体的な要件については、多数の基準が列挙されているため省略

R5.12 現在、現指定管理者において、福祉・介護職員等特定処遇改善（Ⅰ）がとれている

27 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

厚生労働大臣が定める基準（平18年厚労告543・第19号の2）に適合している福祉・介護職員を中心とした従事者の賃金の改善等を実施した場合に、上記1から24により算定した単位数に1.1%を加算

※具体的な要件については、多数の基準が列挙されているため省略

R5.12 現在、現指定管理者において、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算がとれている

Ⅱ 計画相談支援事業

1 計画相談支援費

計画相談支援対象障害者等に指定サービス利用支援または指定継続サービス利用支援を行った場合に、1月につき所定単位数を算定（相談支援専門員の配置について手厚い体制に応じた段階別の基本報酬区分（機能強化型）を設定）

	区分	単位数／月	取扱件数
サービス利用 支援	機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ）	1,864	40未満
	機能強化型サービス利用支援費（Ⅱ）	1,764	
	機能強化型サービス利用支援費（Ⅲ）	1,672	
	機能強化型サービス利用支援費（Ⅳ）	1,622	
	サービス利用支援費（Ⅰ）	1,522	40以上
	サービス利用支援費（Ⅱ）	732	
継続サービス利用 支援	機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅰ）	1,613	40未満
	機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅱ）	1,513	
	機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅲ）	1,410	
	機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅳ）	1,360	
	継続サービス利用支援費（Ⅰ）	1,260	40以上
	継続サービス利用支援費（Ⅱ）	606	

※「取扱件数」は、1月の当該指定特定相談支援事業所全体の計画相談支援対象障害者等の数の前6月の平均値を、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員の員数の前6月の平均値（以下「平均員数」）で除して得た数

※機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ）から機能強化型サービス利用支援費（Ⅳ）については、取扱件数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数を算定

※サービス利用支援費（Ⅰ）については、指定特定相談支援事業所における取扱件数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数を算定

※機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅰ）から機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅳ）については、特定相談支援事業所における取扱件数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数を算定

※継続サービス利用支援費（Ⅰ）については、特定相談支援事業所における取扱件数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数を算定

▼機能強化型サービス利用支援費の基準

区分	要件
機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ）・機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅰ）	<p>次のいずれかの基準に適合</p> <p>(1)他の相談支援事業所と一体的に管理運営を行う場合は、次のいずれにも適合</p> <p>①利用者のサービス提供にあたっての留意事項の伝達等を目的とした会議を定期的開催</p> <p>②24時間連絡体制を確保し、必要に応じて利用者の相談に応じる</p> <p>③全ての相談支援専門員に対し、相談支援従事者現認研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施</p> <p>④基幹相談支援センター等から紹介された困難事例にも計画相談支援を提供</p> <p>⑤基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加</p>

○障害福祉サービス報酬に係る算定基準（概要）

<ul style="list-style-type: none"> ⑥運営規定に地域生活支援拠点等として位置付けられている ⑦専従、常勤の相談支援専門員を合計4名以上配置し、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了 ⑧専従、常勤の相談支援専門員を1名以上配置 ⑨取扱件数が40未満 <p>(2) 上記(1)以外の事業所は、次のいずれにも適合</p> <ul style="list-style-type: none"> ①利用者のサービス提供にあたっての留意事項の伝達等を目的とした会議を定期的開催 ②24時間連絡体制を確保し、必要に応じて利用者の相談に応じる ③全ての相談支援専門員に対し、相談支援従事者現認研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施 ④基幹相談支援センター等から紹介された困難事例にも計画相談支援を提供 ⑤基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加 ⑥専従、常勤の相談支援専門員を4名以上配置し、うち1名が相談支援従事者現任研修を修了している ⑦取扱件数が40未満
<p>機能強化型サービス利用支援費（Ⅱ）・機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅱ）</p> <p>次のいずれかの基準に適合</p> <p>(1) 他の相談支援事業所と一体的に管理運営を行う場合は、次のいずれにも適合</p> <ul style="list-style-type: none"> ①利用者のサービス提供にあたっての留意事項の伝達等を目的とした会議を定期的開催 ②24時間連絡体制を確保し、必要に応じて利用者の相談に応じる ③全ての相談支援専門員に対し、相談支援従事者現認研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施 ④基幹相談支援センター等から紹介された困難事例にも計画相談支援を提供 ⑤基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加 ⑥運営規定に地域生活支援拠点等として位置付けられている ⑦専従、常勤の相談支援専門員を合計3名以上配置し、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了している ⑧専従、常勤の相談支援専門員を1名以上配置 ⑨取扱件数が40未満 <p>(2) 上記(1)以外の事業所は、次のいずれにも適合</p> <ul style="list-style-type: none"> ①利用者のサービス提供にあたっての留意事項の伝達等を目的とした会議を定期的開催 ②24時間連絡体制を確保し、必要に応じて利用者の相談に応じる ③全ての相談支援専門員に対し、相談支援従事者現認研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施 ④基幹相談支援センター等から紹介された困難事例にも計画相談支援を提供 ⑤基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加 ⑥取扱件数が40未満
<p>機能強化型サービス利用支援費（Ⅲ）・機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅲ）</p> <p>次のいずれかの基準に適合</p> <p>(1) 他の相談支援事業所と一体的に管理運営を行う場合は、次のいずれかに適合</p> <ul style="list-style-type: none"> ①利用者のサービス提供にあたっての留意事項の伝達等を目的とした会議を定期的開催 ②全ての相談支援専門員に対し、相談支援従事者現認研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施 ③基幹相談支援センター等から紹介された困難事例にも計画相談支援を提供 ④基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加 ⑤運営規定に地域生活支援拠点等として位置付けられている

○障害福祉サービス報酬に係る算定基準（概要）

	<ul style="list-style-type: none"> ⑥専従、常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了している ⑦取扱件数が40未満 <p>(2)上記(1)以外の事業所は、次のいずれにも適合</p> <ul style="list-style-type: none"> ①利用者のサービス提供にあたっての留意事項の伝達等を目的とした会議を定期的開催 ②全ての相談支援専門員に対し、相談支援従事者現認研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施 ③基幹相談支援センター等から紹介された困難事例にも計画相談支援を提供 ④基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加 ⑤専従、常勤の相談支援専門員を2名以上配置し、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了 ⑥取扱件数が40未満
機能強化型サービス利用支援費（Ⅳ）・機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅳ）	
	<p>次のいずれの基準にも適合</p> <ul style="list-style-type: none"> ①利用者のサービス提供にあたっての留意事項の伝達等を目的とした会議を定期的開催 ②全ての相談支援専門員に対し、相談支援従事者現認研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施 ③基幹相談支援センター等から紹介された困難事例にも計画相談支援を提供 ④基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加 ③取扱件数が40未満 ④専従の相談支援専門員を2名以上配置し、そのうち1名以上が常勤、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了

R5.12 現在、現指定管理者の支援費区分は、「サービス利用支援費（Ⅰ）」及び「継続サービス利用支援費（Ⅰ）」

2 居宅介護支援費重複減算（Ⅰ）

相談支援専門員が、計画相談支援の対象障害者等であって、介護保険法規定する要介護状態区分が要介護1又は要介護2のものに対して、介護保険法の居宅介護支援と一体的にサービス利用支援又は継続サービス利用支援を行った場合には、「居宅介護支援費重複減算（Ⅰ）」として、1月につきそれぞれ次に掲げる単位を所定単位数から減算

		区分	単位／月
サービス利用支援		機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ）	572
		機能強化型サービス利用支援費（Ⅱ）	572
		機能強化型サービス利用支援費（Ⅲ）	572
		機能強化型サービス利用支援費（Ⅳ）	572
		サービス利用支援費（Ⅰ）	572
継続サービス利用支援		機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅰ）	623
		機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅱ）	623
		機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅲ）	623
		機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅳ）	623
		継続サービス利用支援費（Ⅰ）	623

3 居宅介護支援費重複減算（Ⅱ）

相談支援専門員が、計画相談支援の対象障害者等であって、要介護状態区分が要介護3、

○障害福祉サービス報酬に係る算定基準（概要）

要介護4又は要介護5のものに対して、居宅介護支援と一体的にサービス利用支援又は継続サービス利用支援を行った場合に、「居宅介護支援費重複減算(Ⅱ)」として、1月につきそれぞれ次に掲げる単位を所定単位数から減算

	区分	単位/月
サービス利用支援	機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ)	881
	機能強化型サービス利用支援費(Ⅱ)	881
	機能強化型サービス利用支援費(Ⅲ)	881
	機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ)	881
	サービス利用支援費(Ⅰ)	881
	サービス利用支援費(Ⅱ)	92
継続サービス利用支援	機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅰ)	932
	機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅱ)	932
	機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅲ)	932
	機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅳ)	932
	継続サービス利用支援費(Ⅰ)	932
	継続サービス利用支援費(Ⅱ)	278

4 介護予防支援費重複減算

相談支援専門員が、計画相談支援の対象障害者等であって、かつ、介護保険法に規定する要支援状態区分が要支援1又は要支援2の者に対して、介護保険法の介護予防支援と一体的に継続サービス利用支援を行い、継続サービス利用支援費(継続サービス利用支援費(Ⅱ)を除く。)を算定した場合に、「介護予防支援費重複減算」として、1月につき16単位を所定単位数から減算

5 特別地域加算

厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者の計画相談支援を行った場合に、特別地域加算として、1回につき所定単位数の15%に相当する単位数を所定単位数に加算

6 利用者負担上限額管理加算

利用者負担額合計の管理を行った場合に、150単位/月を加算

7 初回加算

新規にサービス等利用計画を作成する利用者に指定サービス利用支援を行った場合等に、300単位/月を加算(計画の締結からサービス等利用計画案を交付するまでの期間が3か月を超える場合であって、4か月目以降に月2回以上、利用者の居宅等に訪問して面接した場合は、さらに300単位に当該月数(3を上限)を乗じて得た単位数を加算)

8 主任相談支援専門員配置加算

相談支援従事者主任研修を修了し、業務に3年以上従事した常勤かつ専従の主任相談支援専門員を1名以上配置し、その資質の向上のための研修を実施した場合に、100単位/月を加算

9 入院時情報連携加算

計画相談支援対象障害者等が病院に入院するにあたり、病院の職員に対して対象障害者等の心身の状況や生活環境等の情報を提供した場合に、1人につき月1回を限度として加算

区分	単位／回	要件
入院時情報連携加算（Ⅰ）	200	病院等を訪問し、病院等の職員に対して必要な情報を提供
入院時情報連携加算（Ⅱ）	100	上記以外の方法により、病院等の職員に情報を提供

10 退院・退所加算

病院等に入院、障害者支援施設等へ入所等をしてきた利用者が退院、退所し、障害福祉サービス等を利用する場合に、当該施設等の職員と面談を行い、当該利用者のサービス等利用計画を作成した場合に、入院、入所等の期間中につき3回を上限として200単位／回を加算

11 居宅介護支援事業所等連携加算

利用者が介護保険サービスを利用する場合または通常の事業所に雇用される場合に、相談支援専門員が関係機関へ情報提供や支援内容の検討等に協力して引継ぎを行い、居宅等へ月2回以上の訪問による面接等を行った場合に、1月につき該当する場合の合算した単位数を加算

区分	要件	単位／月
介護保険サービスを利用する場合	利用者の情報を提供し、介護サービス計画の作成等に協力	100
	月2回以上利用者宅等を訪問し、面接	300
	利用者の心身の状況の確認と支援内容を検討する会議に参加	300
通常の事業所に新たに雇用される場合	利用者の情報を提供し、介護サービス計画の作成等に協力	100
	月2回以上利用者宅等を訪問し、面接	300
	利用者の心身の状況の確認と支援内容を検討する会議に参加	300

12 医療・保育・教育機関等連携加算

関係機関の職員等と面談を行い、計画相談支援対象障害者等に関する必要な情報の提供を受けたうえで、サービス等利用計画を作成した場合に、1人につき月1回を限度として、100単位／回を加算

13 集中支援加算

計画決定月及びモニタリング対象月以外の業務として、月2回以上の居宅等への訪問による面接、サービス担当者会議の開催、関係機関の会議へ参加した場合に、1人につき月1回を限度として、それぞれ300単位／回を加算

要件	単位／回
月に2回以上、利用者の居宅等に訪問し面接する	300
サービス担当者会議を開催し、必要な便宜の提供について検討する	300
関係機関が開催する会議に参加し、関係機関相互の連絡調整を行う	300

14 サービス担当者会議実施加算

継続サービス利用支援を行うにあたり、サービス担当者会議を開催し、サービス等利用計画の実施状況の説明を行い、担当者から専門的な見地からの意見を求め、必要な便宜の提供について検討を行った場合に、1人につき1回を限度として100単位/月を加算

15 サービス提供時モニタリング加算

利用者の利用する障害福祉サービス等の提供現場を訪問し、障害福祉サービス等の提供状況等を確認、記録した場合に、1人につき1回を限度として100単位/月を加算（相談支援専門員1人あたり1月に39人を限度）

16 行動障害支援体制加算

強度行動障害者支援者養成研修（実践研修）を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、公表している場合に、35単位/月を加算

17 要医療児者支援体制加算

医療的ケア児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、公表している場合に、35単位/月を加算

18 精神障害者支援体制加算

精神障害者等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、公表している場合に、35単位/月を加算

19 ピアサポート体制加算

障害者ピアサポート研修（基礎研修及び専門研修に限る）を修了した従業者を配置し、障害者に対する配慮等に関する研修を年1回以上行い、公表している場合に、100単位/月を加算

従事者の要件	従業者配置数（常勤換算）
障害者または障害者であったと市町村長が認める者	0.5人以上
管理者、相談支援専門員その他指定計画相談支援に従事する者	0.5人以上

20 地域生活支援拠点等相談強化加算

市町村の地域生活支援拠点等に位置付けられている計画相談支援事業所の相談支援専門員が、障害の特性に起因して生じた緊急の事態が生じた利用者が短期入所を利用する場合に、施設に対して必要な情報の提供、短期入所の利用に関する調整を行った場合に、1人につき月4回を限度として700単位/月を加算

21 地域体制強化共同支援加算

市町村の地域生活支援拠点等に位置付けられている計画相談支援事業所の相談支援専門員が、利用者にサービスを提供する3者以上の事業者と共同して、在宅での療養上に

○障害福祉サービス報酬に係る算定基準（概要）

必要な説明や指導を行い、協議会に対して文書により説明、指導の内容等を報告した場合に、1人につき月1回を限度として2,000単位/月を加算